

事 務 連 絡
令和元年5月31日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局教育課程課

令和元・2年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」
(グローブ) 推進事業の実施について (依頼)

文部科学省では、学校における環境教育の一層の推進を図るため、今年度も標記の事業を実施します。

については、各都道府県教育委員会教育長においては、所管の学校及び域内の政令指定都市を含む市区町村教育委員会について、各都道府県知事においては、所轄の私立学校について、附属学校を置く各国立大学法人学長においては、その管下の附属学校について、本事業の指定を希望する学校がある場合には、別添の要領に基づき様式1～3を作成し、所定の期日までに提出するようお願いいたします。

※ 文部科学省政府調達ホームページに掲載します。

<http://www-gpo3.mext.go.jp/MextKoboHP/list/kp010000.asp>

(参考) グローブ日本中央センター

<http://www.fsifee.u-gakugei.ac.jp/globe/>

【本件担当・提出先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程第二係（橋本、太田桐）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話：03-5253-4111(内線2613)

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

令和元・2年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」
(グローブ) 推進事業(グローブ校) 公募要領

1. 事業名

令和元・2年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ) 推進事業(グローブ校)

2. 事業の趣旨

米国が提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(Global Learning and Observations to Benefit the Environment, 以下「GLOBEプログラム」という。)に参加し、都道府県教育委員会との連携・協力の下、児童生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法等の研究・普及を進め、学校における環境教育の一層の推進を図る。

3. 事業の内容

- (1) 学校やその周辺等において、GLOBE事務局から提示された観測項目の中から本校における環境学習のテーマに沿った項目を選択して環境測定を行う。
- (2) 観測データをGLOBEデータ処理センターに報告する。

4. 公募対象

都道府県教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

- 「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ)推進事業(グローブ校)の実施計画書等は、別添1の記入要領に基づき、様式1～3について作成すること。
- 審査基準内にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(2) 提出部数

- 6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出方法

提出書類は紙媒体(A4縦版)で、封筒に「グローブ推進事業(グローブ校)実施計画書」と朱書きし、下記のいずれかにより提出すること。併せて、電子媒体をE-mailで提出すること。

①郵送

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。

②持参

- ・受付時間：平日10時～18時(12時～13時を除く)

- その他
 - ・事務連絡先を明記すること。
 - ・書類は、日本語及び日本国通貨で記載すること。
- (4) 提出期限
令和元年7月1日（月）18時必着
- (5) 提出先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
担当：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係
電話：03-5253-4111（内線）2613
FAX：03-6734-3734
E-mail：kyoiku@mext.go.jp
- (6) その他
 - 提出書類等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。なお、企画提案書が不着の場合は、いかなる理由であっても、文部科学省は責任を負いかねるのでその点に留意すること。また、提出書類等については返却しない。
提出締切後の提出書類の受付や差替え、再提出については、認めない。
 - 実施計画書等を提出する際の電子メールの件名については「グローブ校実施計画書：都道府県名（公立・私立）・大学名（国立・効率）」とすること。
（例）・〇〇県教育委員会の場合「グローブ校実施計画書：〇〇県（公立）」
・〇〇県私学主管課の場合「グローブ校実施計画書：〇〇県（私立）」
・〇〇大学の場合「グローブ校実施計画書：〇〇大学（国立）」
 - 実施計画書等を提出する際の電子メール内のファイル名については「R1公（私）〇〇県（都道府）〇〇小学校・中学校・高校△」もしくは「R1国（公）〇〇大学〇〇小学校・中学校・高校△」（△は様式の番号）とすること。
（例）・（公立）〇〇県立〇〇小学校の様式1の場合「R1公〇〇県〇〇小学校1」
・（私立）〇〇県〇〇中学校の様式2の場合「R1私〇〇県〇〇中学校2」
・（国立）〇〇大学〇〇高校の様式3の場合「R1国〇〇大学〇〇高校3」

7. 質問・相談等、追加情報等の提供

- ① 公募期間中の質問・相談等については、以下の方法により期限までに提出するものとする。
 - ・提出先 電子メール kyoiku@mext.go.jp
 - ・提出方法 書式は特に問わない。
件名には、本事業に対する質問・相談等であることがわかるように事業名等を明記すること。
 - ・提出期限 令和元年6月17日（月）
- ② 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるようなものには回答できないため、①で受け付ける質問・相談等への回答を含め、公募要領にない追加情報を提供する場合は6月24日（月）までに文部科学省の調達情報サイトである「調達総合案内」にて行う。

8. 事業規模（予算）及び採択件数（予定）

事業規模：3,209千円程度

採択件数：15件程度

- ※ 採択件数は、文部科学省内に設置する選定委員会が決定する。
- ※ 経費の支援については、公立学校については都道府県への支出委任、私立学校及び国公立大学附属学校については委託契約による。
- ※ 令和2年度の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討にあたっては、同規模の想定によること。

9. 選定方法等

- (1) 選定方法
選定委員会（文部科学省内に設置。以下同じ。）において、提出書類にて書類選考を実施する。
- (2) 審査基準
別途定めた審査基準のとおり。
- (3) 選定結果の通知
選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書・法人の定款等の提出

- (1) 本事業の実施を希望する者は、企画提案書の提出時に、次の書類を提出しなければならない。ただし、7.（1）で6部（正本1部、副本5部）提出した書類については別途提出する必要はない。
 - ①暴力団に該当しない旨の誓約書（別添様式）
 - ②法人の定款又は規約・規定
 - ③収支決算書、貸借対照表
- (2) 前項の誓約書等を提出せず、又は虚偽の内容の書類を提出し、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人又は地方独立行政法人には適用しない。

11. 示達及び契約締結

選定の結果、企画提案者と実施計画書を基に事業実施条件を調整した上で、事業の委任又は契約を行うものとする。なお、示達金額又は契約金額は、本要領8に示す事業規模及び「実施計画書」の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、条件等が合致しない場合には委任又は契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。同様に示達についても、委任予定者として選定されたとしても、示達後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

12. スケジュール（案）

- ①公募開始：令和元年5月31日（金）
- ②公募締切：令和元年7月1日（月）
- ③審査：令和元年7月中
- ④結果通知：令和元年7月末頃
- ⑤示達又は契約締結：結果通知後随時
- ⑥委任又は契約期間：示達日又は委託日から令和2年3月末日まで

※ 示達又は契約書締結後でなければ事業に着手できないので、実施計画書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. その他

- (1) 文部科学省においては、提出された実施計画書等を基に、審査を行い、適切と認める学校をグローブ校として指定する。指定期間は2年間。なお、契約締結は

毎年度実施する。（指定校数は15校程度を予定。）

- (2) 本事業においては、インターネットを利用して観測データ等の送受信を行うこととしているため、学校においてインターネット利用環境が整備されていること。
- (3) 過去にグローブ校の指定を受けたことがある学校についても、今回の申請を行うことが可能であること。
- (4) 公立学校の経費については、別添2の実施要項に基づき、都道府県が行う国の会計事務として支出経費として取り扱う。
- (5) 私立学校及び国公立大学附属学校については、グローブ校に指定されることとなった場合、別途定める「委託要項」（別添3）に基づき、委託手続きを行う。なお、契約手続きのため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるので留意すること。
 - ・事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
 - ・再委託に係る業務委託経費内訳
 - ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
 - ・銀行振込依頼書
- (6) グローブ校の指定を受けた学校については、8月頃を目途にグローブ計画に参加するために必要な講習を行うための連絡協議会を開催するので必ず参加すること。

【 記 入 要 領 】

○様式 1 「令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ) 推進事業実施計画書」について

I 形 式

- ・ A 4 判縦置き，横書き，4 頁以内で作成すること。

II 内 容

- (1) 右上の番号欄には，文部科学省で文書整理のために番号を記入するので，空欄にしておくこと。
- (2) 学校名には必ずふりがなをつけること。
- (3) 所在地は都道府県から記入すること。
- (4) 学校のホームページアドレス・メールアドレスを記入すること。
- (5) 児童生徒数・教員数は平成31年4月1日現在で記入すること。

1 環境教育に関するこれまでの取組状況

- ・ 指定を希望する学校において，これまでどのような環境教育に関する取組（E S D（持続可能な開発のための教育）に関する取組を含む。）を行ってきたのかについて簡潔に記入すること。

2 地域や学校の特徴

- ・ 指定を希望する学校及びその周辺の地域の環境について，その特色や実態をわかりやすく記入すること。

3 研究主題及びその設定理由

- ・ 「(1) 研究主題」には，本事業による研究テーマについて記入すること。
(例：○○○○○についての研究 等)
- ・ 「(2) 研究主題の設定理由」には，上記(1)の研究主題の設定理由について記入すること。(本事業における教育実践を通じて児童生徒にどのような力を育成したいかを念頭に置いて研究主題を検討すること。)

4 具体の研究内容・計画等

- ・ 「(1) 具体的な研究内容・計画」には，グローブ校となった際に取り組みたい具体的な内容（測定しようと考えている項目等）やその取組を実施したい理由，対象となる児童生徒（第○学年の生徒を中心に実施等）や教育課程上の位置付け等（各教科，特別活動，総合的な学習の時間若しくは部活動等）を含め，具体的な研究内容・計画を分かりやすく記入すること。
- ・ 「(2) 校内の研究推進体制等」の「ア観測体制」，「イ研究推進体制」については，学校として組織的に取組を進めるための児童生徒及び教師の本事業に関する取組体制について記入すること。また，「ウ観測機器の設置状況」については，本事業で利用する観測機器やその設置場所を記入すること。

5 研究の成果，評価・検証，活用・普及

- ・ 「(1) グローブ校における取組を通じて得ようとする成果」には，本事業における研究によりどのような成果や効果をあげようとしているか等について記入すること。
- ・ 「(2) グローブ校における取組の評価・検証」には，研究全体の成果を評価・検証する方法等について記入すること。

- ・「(3) 研究成果の活用・普及」には、本事業における研究の成果の活用・普及を図るための計画について記入すること。

6 コンピュータ、インターネット整備状況

- ・指定を希望する学校における情報教室の有無、コンピュータの設置状況等をできるだけ具体的に記入すること。

7 その他特筆すべき事項

- ・その他、特筆すべき事項があれば、適宜記入すること。

○様式2「令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ) 推進事業の実施に要する経費」について

※ 事業内定後、文部科学省から必要に応じ所要経費等の内容の修正を求めることがある。

- ・公立学校については様式2-1を、私立学校及び国公立大学附属学校については様式2-2を用いること。
- ・資料の作成に当たっては、公立学校については、1校あたり諸謝金として18千円、委員等旅費として東京での連絡協議会・講習会出席のための往復旅費1名分相当額、教職員研修費として151千円を上限として、私立学校及び国公立大学附属学校については、1校あたり169千円+東京での連絡協議会・講習会出席のための往復旅費1名分相当額を上限として作成すること。
- ・公立学校について、費目の具体的な用途については下記の内容例を参考に記入すること。

費目	内容例
諸謝金	外部講師謝金, 外部人材謝金, 会議出席謝金 等
委員等旅費	外部講師旅費, 外部人材旅費, 会議出席旅費 等 (積算基準) 「国家公務員等の旅費に関する法律」に基づくこと。
教職員研修費	参考図書購入費, 教材作成費, 消耗品費, 報告書印刷費, 通信運搬費, 会議費 等

- ・私立学校及び国公立大学附属学校について、費目の具体的な用途については「経費計上の留意事項等」を参考に記入すること。
- ・公立学校について、様式2-1は都道府県単位で作成すること。なお、複数のグローブ校の申請を行う都道府県は、それぞれのグローブ校の額が分かるように内訳を記入すること。
- ・各項目は経費査定の対象となるので、具体的に積算基礎の内容を示すこと。
- ・備品に分類されるものは経費に含めることができないので、注意すること。
- ・令和元年8月頃を目処に、グローブプログラムに参加するために必要な講習等を行うための連絡協議会・講習会を東京で開催することになるため、経費の中に東京までの連絡協議会・講習会に出席するための旅費(1名分)(列車利用:東京駅, 航空機利用:羽田空港までの旅費)を計上することができる。
- ・計上した経費については、実施計画書を踏まえて、予算の範囲内で配分を決定するので、示達又は委託契約の金額が、ここで計上した金額と必ずしも一致するものではない。
- ・経費計画書については、指定期間にあたる令和元年度及び令和2年度の経費の概要を経費の区分ごとに記載すること(積算は記載不要)。令和2年度の事業規模については、予算の状況等により変動するが、同規模の想定により作成すること。

○様式3「令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ)推進事業
担当者名簿」について

- ・ 本事業の担当者名簿を作成し提出すること。(なお、本名簿に記載された情報は、本事業の円滑な実施のために提出を求めるものであり、他の目的に使用することはない。)

「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ) 推進事業の 「グローブ校」の選定に係る審査基準

I 審査方法

実施計画書等に基づき、文部科学省に設置された「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ) 推進事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は以下の評価①～⑥については次の評価基準による5段階評価とする。また、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知等の提出があった場合は、以下の評価⑦で該当する得点をこれに加え、選定委員会の各委員が各々評価した結果の平均を当該提案者の得点とする。

ただし、評価①～⑥において、得点が3点未満のものについては、提案内容の修正を採択の条件とする場合がある。

[評価基準]

〔 大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点 〕
〔 やや劣っている = 2点 劣っている = 1点 〕

- ① グローブ校として、グローブプログラムの内容を理解した上で事業の計画がなされ、学校の教育活動として十分に成り立つものになっている。
- ② 学校及び地域の現状・課題に対する的確な分析を踏まえた質の高い取組になっている。
- ③ 学校として組織的に取組を進めるための研究推進体制が整っている。
- ④ コンピュータやインターネット環境が整っており、円滑に研究を実施できる。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されている。
- ⑥ 研究の成果を評価・検証する方法等の方針が明確である。
- ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等
 - ・ 認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 0.3点

- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.6点
 - ・認定段階3＝0.9点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.12点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業）
- ・プラチナ認定企業
 - ・くるみん認定＝0.3点
 - ・プラチナくるみん認定＝0.6点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定＝0.6点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローバル) 推進事業
実施計画書

ふりがな 学 校 名		学校のHP アドレス	
所 在 地		学校のメー ルアドレス	
児童生徒数 (人)		教 員 数 (人)	
1 環境教育に関するこれまでの取組状況			
2 地域や学校の特徴			
3 研究主題及びその設定理由			
(1) 研究主題			
(2) 研究主題の設定理由			
4 具体の研究内容・計画等			
(1) 具体的な研究内容・計画			
(2) 校内の研究推進体制等			
ア 観測体制			

イ 研究推進体制

ウ 観測機器の設置状況

5 研究の成果, 評価・検証, 活用・普及

(1) グローブ校における取組を通じて得ようとする成果

(2) グローブ校における取組の評価・検証

(3) 研究成果の活用・普及

6 コンピュータ, インターネット整備状況

7 その他特筆すべき事項

令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ)
推進事業の実施に要する経費 (公立学校)

都道府県名

区 分 (項) 学校教育振興費	内 訳
(目) 諸謝金 円	
(目) 委員等旅費 円	
(目) 教職員研修費 円	

経費計画書（公立学校）

都道府県名

区 分 (項) 学校教育振興費	令和元年度	令和2年度
(目) 諸謝金		
(目) 委員等旅費		
(目) 教職員研修費		

【記入例】

令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ)
推進事業の実施に要する経費(公立学校)

都道府県名 ○ ○ 県

区 分 (項) 学校教育振興費	内 訳
(目) 諸謝金 円	(〇〇市立〇〇中学校分) 1 資料整理謝金 ○円×〇人×〇回=〇円 2 外部講師謝金 ○円×〇人×〇回=〇円 (〇〇町立〇〇小学校分) 1 資料整理謝金 ○円×〇人×〇回=〇円 2 外部講師謝金 ○円×〇人×〇回=〇円
(目) 委員等旅費 円	(〇〇市立〇〇中学校分) 1 外部講師旅費 ○円×〇人= ○円 (〇〇町立〇〇小学校分) 1 外部講師旅費 ○円×〇人= ○円
(目) 教職員研修費 円	(〇〇市立〇〇中学校分) 1 教材作成費 (1) △△△ ○円×〇個= ○円 (2) □□□ ○円×〇個= ○円 2 消耗品費 (1) △△△ ○円×〇個= ○円 (2) □□□ ○円×〇個= ○円 3 報告書印刷費 (1) △△△ ○円×〇個= ○円 (〇〇町立〇〇小学校分) : : : : : :

令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(グローブ)
推進事業の実施に要する経費(私立学校、国公立大学附属学校)

学校名

(単位：円)

費目	種別	内 訳	経費予定額
人件費	人件費	○人×○日×○○○円	○, ○○○
		○人×○月×○○○円	○, ○○○
		小計	○, ○○○
事業費	諸謝金	○○委員会委員出席謝金 ○人×○回×○○○円	○, ○○○
		資料整理業務 ※受嘱先の雇用形態により判断(人件費、 諸謝金又は雑役務費)する必要がある。 ○人×○日×○○○円	○, ○○○
		小計	○, ○○○
	旅費	○○委員会出席旅費 ○○～○○ ○人×○回×○○○円	○, ○○○
		小計	○, ○○○
	借損料	会場借料 ○時間×○回×○○○円	○, ○○○
		パソコン借料 ○月×○○○円	○, ○○○
	小計	○, ○○○	
	消耗品費 (図書購入費)	コピー用紙代 ○○箱×○○○円	○, ○○○
		フィルム代 ○本×○○○円	○, ○○○
		参考図書 ○○冊×○○○円	○, ○○○
	小計	○, ○○○	
	会議費	○○委員会お茶代 ○○人×○回×○○○円	○, ○○○
小計		○, ○○○	
通信運搬費	○○委員会開催通知郵送料 ○人×○回×○○○円	○, ○○○	
	報告書等原稿郵送料 ○人×○回×○○○円	○, ○○○	
小計	○, ○○○		
印刷製本費	報告書 ○○部×○○○円	○, ○○○	
	小計	○, ○○○	
雑役務費	振込み手数料 ○件×○○○円	○, ○○○	
	小計	○, ○○○	
消費税相当額	人件費 ○○○円×8%	○, ○○○	
	事業費(諸謝金(不課税分)) ○○○円×8%	○, ○○○	
	小計	○, ○○○	
再委託費	再委託費	○○○○	○, ○○○
合計			○, ○○○

経費計画書（私立学校、国公立大学附属学校）

学校名

（単位：円）

区分	令和元年度	令和2年度
人件費	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
諸謝金	〇, 〇〇〇	
旅費		
借損費		
消耗品費		
会議費		
通信運搬費		
印刷製本費		
雑役務費		
消費税相当額		
再委託費		
合計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

令和元年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」（グローブ）推進事業
担当者名簿

1 都道府県教育委員会, 都道府県私立学校担当主管課, 国公立大学附属学校主管課

(1)機関名	_____	
(2)住所	〒 _____	
(3)電話番号	代表	内線

	直通	

	FAX	

(4)担当者	所属・職名	

	氏名	

	メールアドレス	

2 グローブ校指定希望校

(1)学校名	_____	
(2)住所	〒 _____	
(3)電話番号	TEL	

	FAX	

(4)学校長	氏名	

(5)担当者	職名	

	氏名	

	メールアドレス	

令和元・2年度「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」
(グローブ) 推進事業 実施要項

令和元年5月31日
初等中等教育局長決定

1 趣 旨

米国が提唱する「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム」(Global Learning and Observations to Benefit the Environment, 以下「GLOBEプログラム」という。)に関し、都道府県教育委員会との連携・協力の下、児童生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法等の研究・普及を進め、学校における環境教育の一層の推進を図る。

2 グローブ校の指定等

- (1) 文部科学省は、GLOBEプログラムによるデータ等を活用した環境教育の指導の在り方や教材開発等についての調査研究を行う学校(以下「グローブ校」という。)を指定する。
- (2) グローブ校の数は、原則として小学校、中学校、高等学校、義務教育学校及び中等教育学校から15校程度とする。
- (3) グローブ校は、GLOBEプログラムへの参加を希望する学校のうち、都道府県教育委員会若しくは都道府県知事又は国公立大学法人学長(以下「都道府県教育委員会等」という。)の推薦を受けた学校の中から文部科学省が審査の上、決定する。
- (4) グローブ校の指定期間は、令和元・2年度の2年間とする。
- (5) グローブ校の指定を受けた学校以外の学校についても、希望に応じて、中央センターに登録することにより、GLOBEプログラムに参加することができる。

3 中央センターの設置等

- (1) GLOBEプログラムに参加する学校及び諸外国(米国 GLOBE 事務局等)との連絡調整、グローブ校に対する専門的な指導・助言、その他本事業を推進するために必要な業務を行うため、中央センターを置く。
- (2) 中央センターは、GLOBEプログラムを実施し、本事業に係る連絡調整、指導・助言等を適切に実施することが可能な法人格を有する団体(国立大学法人・研究機関等)とする。
- (3) 中央センターの指定期間は、令和元・2年度の2年間とする。

4 事業の実施方法

- (1) グローブ校は、学校として組織的に取組を進めるための研究推進体制を整備し、計画的、継続的に調査研究を進めるものとする。
- (2) グローブ校は、文部科学省、中央センター及び都道府県教育委員会等との密接な連携のもとに、その指導と助言を受けて本事業を実施する。

- (3) 文部科学省及び中央センターは、グローブ校における調査研究の進め方等について連絡協議するとともに、GLOBE プログラムに参加するために必要な講習等を行うため、連絡協議会・講習会を開催する。
- (4) 文部科学省及び中央センターは、第2年次の令和2年度において、グローブ校の研究成果の普及・共有のため、グローブ校による研究発表会を開催する。
- (5) グローブ校は、上記(4)に定める研究発表会において、指定期間に行った調査研究の成果を報告し、発表する。

5 報告等

- (1) グローブ校は、第1年次(令和元年度)の終わりにその研究の進捗状況について中間報告書を、また、研究の終了時に研究成果報告書を、都道府県教育委員会等を経由して文部科学省及び中央センターに提出するものとする。
- (2) 研究成果報告書等の様式その他必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。
- (3) 研究成果報告書等については、文部科学省及び中央センターにおいて、インターネットその他の媒体により公表できるものとする。
- (4) グローブ校は、独自の研究発表会等により研究成果を公表する場合、文部科学省及び中央センターにも研究成果を報告するものとする。

6 経費

- (1) 文部科学省は、各年度毎に予算の範囲内で、中央センター及びグローブ校が本事業を実施するために必要な経費を支出する。
- (2) 都道府県が行う国の会計事務として支出する経費とする。

7 その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) 中央センター、附属学校を置く国立大学法人及び学校法人への委託に関しては、別途委託要項に定めるものとする。
- (3) 本要項に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。